高知県立ふくし交流プラザ指定管理者公募に係る質問について

質問内容 回答 「高知県立ふくし交流プラザ管理運営業務仕 様書 (P18~19) の 5. 業務に必要な経費 (3) 管理代行料の精算」において、「指定管理者の 努力により生み出された余剰金については、原 則として精算による返還を求めない。ただし、 余剰金が、管理代行料や、利用料金による収入、 管理業務の実施状況、管理業務に係る決算の状 況及び県による施設整備の状況その他の状況 に照らして過大であると認められる場合、県と 指定管理者との協議により、当該余剰金のうち 県に納付すべき額又は当該施設の整備その他 の使途に充てるべき額を定めることができ る。」の考え方について ① 過大な余剰金かどうかを判断する期間は 過大な余剰金かどうかについては単年 度で判断します。また、判断する時期は、 単年度毎か、または5年間通算か。また、判 毎年度事業終了後の事業報告書の提出(4 断する時期は何月か。 月末期限の予定)後となります。 ② 過大な余剰金を判断する際、収入の種類、 ② 過大な余剰金であるかどうかについて 内容によって判断するか。 は、原則、金額で判断することとし、収入 の種類、内容によって判断するものではあ りません。 ③ 具体的に幾ら以上または管理代行料の ③ 提案を受けた事業の内容及び金額をふ 何%以上等を過大との基準や範囲はあるか。 まえて、県と指定管理者との協議により協 定時に決定します。